

肢別問題で  
特訓！

# 民法・行政法の法的思考修得道場

## ✓ 実施形態・実施校

通学：梅田駅前本校

## ✓ 対象者

- ・民法・行政法に自信のない方
- ・暗記だけに頼りたくない方

## ✓ 担当講師

前田徳義

LEC専任講師



## ✓ 科目

民法・行政法

## ✓ 回数

全2回

## ✓ 使用教材

講師オリジナルレジュメ

## ✓ 1回あたりの講義時間

2時間30分

## ✓ タイムスケジュール

講義70分



休憩10分



講義70分

## ✓ 定員

30名

## ✓ 受講（Web視聴）期限

22/11/20（日）

※使用レジュメのお受け取り可能期間です。通学のみの講義のため実施日を過ぎた講義はご受講いただけません。

## ✓ お申込みはこちら



## ○ 講座内容

行政書士あるいは他資格の過去問や講師作成問題を用いて、問われている「論点」を把握し、解答を導き出すための「基準」を確認しながら、正確に法律知識をアウトプットできるようになります。講師から皆さんに問い合わせながら、一緒に法的思考をたどっていく講義になります。

## ○ 講座のPOINT

### POINT ①

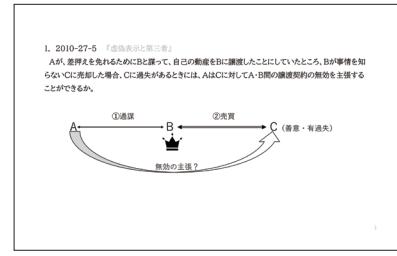
民法・行政法の正確な「知識」と「理解」を身につけることが可能！

前田講師の的確かつ明快な解説により、正確な「知識」と「理解」を身につけることができ、民法・行政法の得点力がアップします。漠然とテキストを読んで問題演習を繰り返している方や、切り口を変えた新しい問題が解けない方などにオススメです。

### POINT ②

講師が、講義中に皆さんに質問を投げかけます！

前田講師が、講義中に皆さんに質問を投げかけながら講義を進めますので、緊張感をもって受講することができます。また、質問に対する回答を考えることで、「知識」「理解」が不足している箇所も明確になります。



論点：【 】を【 】に主張できるか？  
基準：94条2項（虚偽表示）  
前項規定（虚偽表示）による意思表示の無効は、【 】に対抗することができない。  
大判例大2.23 第三者は...①【 】の者で、②虚偽の外形を基礎として【 】を有するに至った者。  
大判例大2.10 意思について...条文どおり、善意であるだけで足り、無過失であることを要しない。  
なぜ、無過失で要しないか？⇒【 】  
⇒実態、取引の安全のため。

## ○ スケジュール

回数	日程	時間	実施校
1	22/9/25（日）	10:00～12:30	梅田駅前本校
2		13:30～16:00	

※教材は講義当日に教室で配布します。ご自宅への発送はございません。

※定員は30名となります。定員の詳細は梅田駅前本校（TEL:06-6374-5001）にお問い合わせください。

## ○ 受講料（税込）

受講形態	一般価格	大学生協・書籍部価格	代理店・書店価格	講座コード
通学	9,900円	9,405円	9,702円	GA22663